酒田市運送事業者等事業継続補助金 ご案内

燃油価格高騰の影響により業況への影響を受けた貨物運送事業者に対し、燃油価格の高騰分の影響を緩和するため補助金を交付します。

1 補助対象者

交付申請日において、次に掲げるすべての要件に該当する中小企業者(個人事業主を含む。)※ ※資本令3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす会社・個人。

- (1) 市内に事業所を置く事業者で次のいずれかに該当する者
 - ① 【一般貨物自動車運送事業者】令和4年度山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金 (以下「県給付金」という。)の交付を受けた者
 - ② 【貨物軽自動車運送事業者】貨物軽自動車運送業を営み山形運輸支局に登録された者
- (2) 納付期限の到来した市税を完納している者

2 補助内容

種別	交付対象車両	補助内容
①一般貨物自動車運送	県給付金で給付決定された	市内事業所における交付対象車両
事業者	対象車両	1 台につき30,000円
②貨物軽自動車運送	山形運輸支局に登録された	市内事業所における交付対象車両
事業者	貨物軽自動車運送業用車両	1 台につき10, 000円

3 申請手続き

(1) 申請方法

交付申請書(別記様式)に必要書類を添えて、郵送、FAX、メールのいずれかで申請 ※交付申請書(別記様式)は市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 提出書類【各1部】

- ① 補助金交付申請書(兼)請求書(別記様式)
- ② 令和4年度県給付金給付申請書及び給付決定通知書の写し(県給付金の給付を受けた者に限る。)
- ③ 交付対象車両の台数及び登録内容が確認できる書類(交付対象車両が1台の場合は不要)
- ④ 交付対象車両の任意保険(共済)の保険証書の写し
- ⑤ 補助金の振り込みを行う通帳の写し

(3) 申請期間

令和4年7月6日(水)~9月30日(金)【必着】

問い合わせ及び申請先

〒998-8540 (住所記載不要) 酒田市商工港湾課

TEL:0234-26-5361 FAX:0234-22-3910

Email:kigyo@city.sakata.lg.jp